



テミス通信

第 39 号 / 2019年5月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



中之島公園のバラ

10連休というゴールデンウィークを、いかがお過ごしでしたか。

2000年に今の事務所に越して以来、大きな改装をしてきませんでした。

そこで一念発起して、連休中は色々と古い物を掘り出し、荷物の整理に精を出すことに。司法書士事務所ですので、古い六法全書が何冊もあるというのは珍しくないでしょうが、碁盤と碁石が出てきたときには、笑ってしまいました。

30年ほど昔には、土曜に出てきて、ちょっと指すといったことがあったのでしょうか。最近では、オフィスにもリラクゼーションスペースを設けようという流れがありますが、空間だけでなく、時間のゆとりも大切ですね。古き良き時代のことと諦めるのではなく、ちょっとついでにとお立ち寄りいただける、そんな事務所でありたいと思っています。

テミス通信39号をお届けします。

(佐井恵子)

セミナー開催のお知らせ シニアの法律問題に 대응する「家族信託」と「成年後見制度」

第34号でも取り上げました、財産の管理や承継に優れた仕組みとして話題の「家族信託」や、変化の兆しある「成年後見制度」についてセミナーを開催します。

定員を増やしてお待ちしております！ お気軽にご参加ください。

① 2019年6月26日(水) 14:00~16:00 (定員12名)

② 2019年7月19日(金) 18:30~20:00 (定員12名)

受講料 2,000円、各回共通の内容となります。



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

株式上場って何？

株式上場と言われても、何だか難しそうで分からない。しかし、司法書士の仕事をしていると、株式上場の仕組みや意味を知らないとは言えません。株式上場するときには会社の登記手続きが伴いますし、上場企業の登記手続きをさせていただくこともあります。

株式上場とは

簡単に言うと、株式会社が自社の株式を、証券取引所を通じて自由に売買できるようにすることです。会社を大きくするには、資金が必要です。同族株主等の資金力には限界がありますので、より多くの資金を調達するには、より広範な出資者が必要です。そこで、多数の投資家を対象にできる株式上場が検討されることとなります。

株式上場のメリット、デメリットは

株式上場には様々なメリットがあります。主なメリットとして、①資金調達力の増大による財務体質の強化、②信用力の向上とPR効果、③公正な価格形成、④創業者利潤の実現が挙げられます。

一方デメリットとしては、①株式の買い占めなどのリスク、②事務量と経費の増大が挙げられます。

株式上場の手続き

上場するためには、「形式基準」をまずクリアしなければなりません。形式基準をクリアした企業については、証券取引所が上場企業としてふさわしいか「実質基準」を審査します。上場するための主要な形式基準（東証）をご紹介します。

項目	市場第一部	市場第二部	マザーズ	JASDAQ	
				スタンダード	グロース
株主数	2,200人以上	800人以上	200人以上	200人以上	
流通株式	流通株式数	20,000単位以上	4,000単位以上	2,000単位以上	—
	流通株式時価総額	10億円以上	10億円以上	5億円以上	5億円以上
	流通株式比率	35%以上	30%以上	25%以上	—
公募又は売出し等の実施	—	—	公募500単位以上	①1,000単位以上 ②上場株数10%以上 上記①、②のうちいずれか多い数の公募・売出し	
時価総額	250億円以上	20億円以上	10億円以上	—	
事業継続年数	3年以上		1年以上	—	
純資産額 (連結・上場時見込み)	10億円以上		—	2億円以上	正
利益の額(連結) 又は 時価総額	次のa又はbに適合 a 経営利益の額が最近2年合計5億円以上 b 時価総額 500億円以上、 直前期売上高 100億円以上		—	直前期1億円 又は 時価総額 50億円	—

(出典：JPX 日本取引所グループ ホームページ)

上場を検討する場合、「東証第二部」が入口のひとつになりますが、純資産額や時価総額の形式基準だけでも、ハードルが高いことは見ての通りです。

新興市場への上場

新興市場とは、ジャスダックやマザーズ等の新興企業向けの市場のことです。起業したばかりの会社やベンチャー企業も、成長のために多くの資金ニーズが生じる場合があります。しかし、東証（二部）などの上場基準は、新興企業にはハードルが高く、簡単にクリアすることはできません。そこで、上場基準を緩和し、新興企業のニーズにあわせた新興市場が整備されています。

ジャスダックは、企業の存続性を重視する「ジャスダック・スタンダード」と企業の成長性を重視する「ジャスダック・グロース」の2つの市場に区分されています。それぞれの目的に従って、異なる基準が設けられています。ジャスダックに上場している主な企業は“日本マクドナルドホールディングス”“湖池屋”などの古くからある企業から、手帳の“ほぼ日”など比較的新しい企業まで幅広く存在します。また、マザーズは、IT、バイオ技術等、主にベンチャー企業の上場を目的とした市場であり、設立後間もない会社でも高い成長性が見込まれれば、資金調達を可能とする市場です。マザーズに上場している企業としては“ミクシィ”“メルカリ”等が有名です。

株式上場について、ごく簡単にご紹介させていただきましたが、株式上場の目的や市場の種類がわかれば、会社の経営や株式投資（自己責任でお願いします）にも親近感がわくのではないのでしょうか。

まもなく株主総会のシーズンです。もし、新聞等で上場会社の情報を見ることがあれば、どの株式市場に上場しているのか確認してみてください。（山添健志）

シニアの法律問題に備える「家族信託」と「不動産取引」

先日、「高齢となり、遠方にお住まいのお子様の近くに転居しようと思うが、自宅は空き家になってしまうので、いずれ売却したい」という相談を受けました。自宅には大切な思い出の品々が残されているので、その片付けを順々にした上でと考えているため、それに手間取ると、いざ売却という時に、自分で契約や手続きができるだろうか心配されています。

この心配への対処としては、（1）委任をする（2）任意後見契約をする（3）家族信託をするなどが考えられますが、今回は、家族信託の方法をお勧めしました。それぞれどのような違いがあるのでしょうか。



（1）委任をする（代理人をたてる）

今すぐ売却するのであれば、子を売却する代理人にたて、ご本人（親）に売却の意思があるかどうかを確認するために、司法書士が訪ねていけば問題ありません。

それでは、2～3年後であればどうでしょう。今のうちに子に委任をしておいて、将来の売却に備えることはできるでしょうか。残念ながら、不動産の重要性に鑑み、登記実務としては委任から月日が経過している場合には、改めて、ご本人に売却の意思を確認させていただくこととなります。司法書士としては、2～3年前の委任が有効かどうか、撤回されていないかどうかを確かめようがないからです。売却の時点で意思確認が難しいとなれば、契約はストップし、家庭裁判所で法定後見人を選任した上で、後見人が売却を進めることになり、結局、委任は予めの備えにはなりません。

（2）任意後見契約をする

任意後見契約は、委任の一種です。ご本人の判断能力が減少したときに、初めて効力が生じる

特色があります。また、代理できる範囲を定めておくことができますので、子に、自分の生活、療養看護や財産の管理に加えて、自宅の売却を任せることができます。任意後見契約の内容は後见人登記簿に登録されるので、代理権の存在を容易に確認でき、自宅の売却はスムーズです。任意後見契約は、高齢者の暮らし全般を将来にわたり、最後までサポートする制度として優れています。

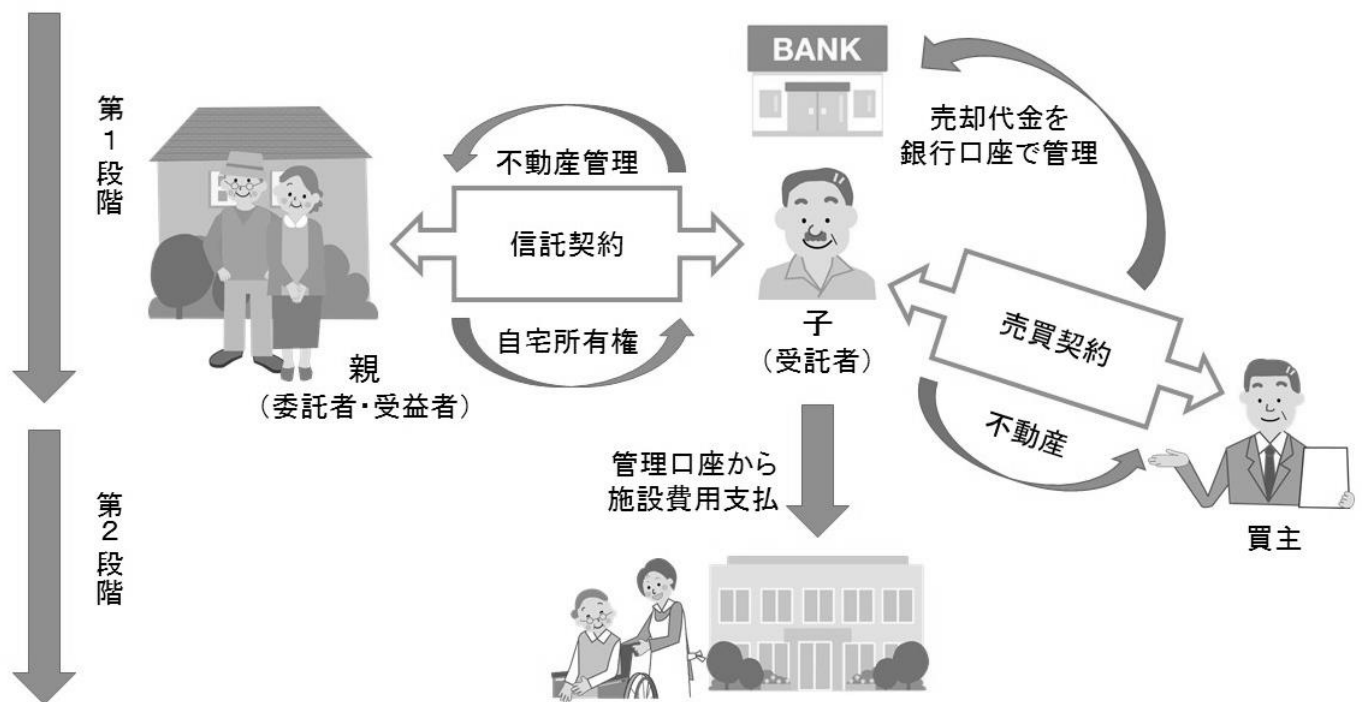
その一方で、子が任意後見人として活動するためには、家庭裁判所に任意後見人を監督する人（第三者）を選んでもらう必要があります。また、不動産の売却が済んでも、任意後見人の仕事は終わりません。本人保護に手厚い制度ですが、「自宅の売却をスムーズにできるように」という希望に対しては、必要を超えた制度となってしまいます。

(3) 家族信託をする

家族信託には、様々なものがありますが、今回のご相談には、自宅を売却したいと思っているご本人（親・委託者）が、自身（受益者）のために自宅を管理し、売却することを子（受託者）に託すという契約を選びます。自宅の登記簿には、信託をしたことが登記されますので、買主も安心して取引に入れます。



子が不動産の管理をし、売却をして代金から税金や不動産売却に伴う諸費用を支払い、残りを信託のための銀行口座で管理するまでが第一段階とすれば、第二段階では、子はその口座でお金の管理を継続し、親が施設に入所するときには、その資金を活用することとなります。従って、家族信託では、売却が終われば大きな労力は必要とされていません。



任意後見契約や家族信託には、初期費用が発生します。また、任意後見契約が発効した後は、任意後見監督人の報酬が発生しますので、心配事にどこまで備えるかという判断も必要になるでしょう。家族信託の活用事例を、他の制度と比較してお話させていただきました。

6月、7月と開催しますセミナーでは、事例を交えて《シニアの法律問題に 대응する「家族信託」と「成年後見制度」》についてお話させていただきます。是非、ご参加下さい。

(佐井恵子)

兵庫県阪神シニアカレッジ セミナー報告

公益財団法人 兵庫県生きがい創造協会が運営する、「兵庫県阪神シニアカレッジ(宝塚市)」では、シニアの方が園芸、健康、国際理解などの専門性の高いテーマについて学ぶことができます。神戸・阪神間在住の56歳以上の方が対象ですが、中には80歳代の方もいらっしゃるとのこと。健康と知的好奇心は宝物ですね。



4月16日、健康学科4年生の皆さんに「シニアとして知っておきたいこと、きっと役立つこと」というテーマをいただき、《家族の変遷からみる相続法の改正と「遺言」の活用》と題しての講義をさせていただきました。かいつまんで言ってしまうと、「昔と違い、これだけ多様な社会になってきているので、法律で決めることにも限界があります。むしろ、自分に相応しい相続を自分で用意しませんか。法律も整備されました。具体的には・・・。」というお話です。シニアならではの実体験を伴ったご意見や質問が飛び交う、あっという間の90分でした。

私自身は、社会の変化と法律というテーマは興味深いところですが、来年度は、もっと改正相続法に軸足を置いたお話しをしたいと思います。ありがとうございました！！

(佐井恵子)



ゴールデンウィーク 中国旅行記

このゴールデンウィークを利用して北京に単身赴任中の主人に会いに行ってきました。夫婦共通して大好きなのがディズニーということで、上海ディズニーランドへ行くことに！！

私が一番に楽しみしていたのはお城です。日本ではシンデレラ城ですが、上海では特定の物語をモチーフにしたものではなく、全てのディズニープリンセスを象徴した【魔法がかかったおとぎ話のお城】なんです。淡いピンク色の外観はとても美しくて素晴らしい、思わず何枚も写真を撮ってしまいました。

主人のお目当ては【トロン・ライトサイクル・パワーラン】というジェットコースター。(絶叫系が私は大の苦手です…)バイク型の乗り物で、安全バーではなく背中当てでガッチリバイクに固定され、ほぼうつ伏せに近い前傾の状態スタート。「サン!アー!イー!!!」のカウントダウンと同時に時速100キロで急発進し暗闇を駆け抜けます。主人曰く、本当にバイクに乗っているみたいだったと大興奮、私は涙は出るわ叫び過ぎて声は枯れるわでフラフラに(涙)こんな状態にはなりながらも、また乗りたくなる最強のアトラクションに出会えました。

結婚4周年を目前にし、行けずにいた新婚旅行のような気分も味わえて楽しい思い出ができました。次なる目標は香港ディズニーランドです!!!

(中村佐和子)



セミナーのご案内

2019年8月23日(金)、「よくわかる！ 会社登記簿から見る与信管理と債権回収講座」を開催いたします。取引先の登記簿から信用調査を行う方法や様々な担保制度、債権回収方法のご紹介と盛りだくさんの講義内容となっております。

税理士・会計士の先生方をはじめ、「誰でもわかる！ 商業登記記録の見方・読み方講座」にご参加いただいた方には、以前の発展内容となっておりますので、奮ってご参加ください。
(山添健志)

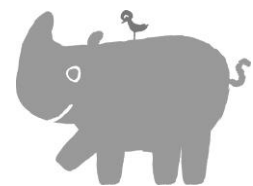
日時	8月23日(金) 18:30~20:30
受講料	2,000円 (顧問先様 無料)
定員	12名



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。澤田和也様、beyond 社会保険労務士法人 香山晃子様、七転八起 岸本正明様、株式会社ビー・プランニング 磯部佳浩様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・「ボンボニエール」それは様々な意匠を施した、銀製や陶製の小さなお菓子入れのことです。日経新聞の記事によれば、皇室は、明治時代、廃刀令で職を失った刀職人の技術を守ろうということから、銀製のボンボニエールを発注したのではないかとありました。抗うことの出来ない社会の変化に、持てる技術を使って新しい仕事に挑戦する必要に迫られた明治維新には、武士に限らず、様々なドラマが生まれたことでしょう。AIによる環境変化の中にあっても、私どもが有用と認められる存在でなければと思います。
- ・今、映画のヒットでQUEENが再燃し、テレビドラマやCMのBGMに、気がつけばQUEENの曲が流れています。誰も彼もだなど言いたいところですが、かく言う私も、5月19日のc e l l o発表会で演奏した曲は「ボヘミアン・ラプソディー」。母の日に、QUEENのTシャツをプレゼントされるほど、すっかり映画に影響されています(笑)。発表会も10回目になりますが、この達成感、やめられません！
- ・5月は暑かったり肌寒かったりしますが、それでも空調なしで過ごせて快適です。表紙写真には、今年も中之島バラ園(入場無料)のバラを選びました。市役所と裁判所の中間、中之島公会堂の向かい側にあります。丹精された多種多様なバラが、実に見事です。
(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただくと幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>